

町会の新年会に公費で清酒を出す件に関する監査結果について。

川監収第 26 号
平成 9 年 7 月 25 日

請求人

同 (氏名は削除いたしました)
同 (氏名は削除いたしました)
同 (氏名は削除いたしました)
同 村松幹雄様

川口市監査委員 中山大蔵
同 伊東清喜
同 飯塚源嗣
同 山本晴造

川口市長措置請求に係る監査の結果について(通知)

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 9 年 5 月 29 日付けで提出された標記の請求について、監査を行った結果は次のとおりであり、同条第 3 項の規定により通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成 9 年 6 月 6 日受理した。

2 請求の要旨

川口市では、毎年、各町会が主催する新年会の際、その通知を受けたものについては清酒 2 本を届けている事実がある。この事実は相当以前より慣習化され継続されている。

町会、自治会等は任意団体であり、その新年会に市が公金を使い清酒を出すことは財務会計上、違法かつ不当である。よって、市長永瀬洋治および全ての支出手続き担当者等は本件「町会の新年会に清酒 2 本を届けた行為」の清酒購入費用を全額、市に返還し、今後実施しないよう求める。

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、請求人に平成 9 年 7 月 14 日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2) 関係人の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 9 年 7 月 18 日、市長室長、広報広聴課長、広報係長及び広聴係長から事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1) 事実確認

町会の新年会について、その通知を受けたものに対し清酒 2 本を届けている事実が確認された。

その件数と金額は、147 件で 5 5 万 5, 6 6 0 円であった。

(2) 判断

町会の新年会に清酒 2 本を届けていた件については、防災、社会福祉及び環境衛生など多岐にわたり協力関係にある町会に対し、お祝いとして贈呈していたもので、社会通念上容認される儀礼の範囲内にあると考えられる。

しかしながら、全庁的に厳しい行財政改革が求められており、各種事務事業について積極的にその見直しを行うことが必要である。

よって、一町会の新年会に清酒を届けることは、今後廃止すべきと判断する。

ただし、既に実施されたものについては、返還を要しないと判断される。

**注記：ことは清酒 2 本ではあるが届数 1 4 7 件、5 5 万 5, 6 6 0 円である。
監査請求によって今後の廃止が示され事を善しとして住民訴訟は提起し
なかった。**

町会の新年会に公費で清酒を出す件に関する監査結果について。

川監収第 26 号
平成 9 年 7 月 25 日

請求人

同 (氏名は削除いたしました)
同 (氏名は削除いたしました)
同 (氏名は削除いたしました)
同 村松幹雄様

川口市監査委員 中山大蔵
同 伊東清喜
同 飯塚源嗣
同 山本晴造

川口市長措置請求に係る監査の結果について(通知)

地方自治法(以下「法」という。)第 242 条第 1 項の規定に基づき、平成 9 年 5 月 29 日付けで提出された標記の請求について、監査を行った結果は次のとおりであり、同条第 3 項の規定により通知します。

記

1 請求の受理

本請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成 9 年 6 月 6 日受理した。

2 請求の要旨

川口市では、毎年、各町会が主催する新年会の際、その通知を受けたものについては清酒 2 本を届けている事実がある。この事実は相当以前より慣習化され継続されている。

町会、自治会等は任意団体であり、その新年会に市が公金を使い清酒を出すことは財務会計上、違法かつ不当である。よって、市長永瀬洋治および全ての支出手続き担当者等は本件「町会の新年会に清酒 2 本を届けた行為」の清酒購入費用を全額、市に返還し、今後実施しないよう求める。

3 監査の実施

(1) 請求人の証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、請求人に平成 9 年 7 月 14 日、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

(2) 関係人の事情聴取

法第 199 条第 8 項の規定に基づき、平成 9 年 7 月 18 日、市長室長、広報広聴課長、広報係長及び広聴係長から事情聴取を行った。

4 監査の結果

(1) 事実確認

町会の新年会について、その通知を受けたものに対し清酒 2 本を届けている事実が確認された。

その件数と金額は、147 件で 5 万 5,660 円であった。

(2) 判断

町会の新年会に清酒 2 本を届けていた件については、防災、社会福祉及び環境衛生など多岐にわたり協力関係にある町会に対し、お祝いとして贈呈していたもので、社会通念上容認される儀礼の範囲内にあると考えられる。

しかしながら、全庁的に厳しい行財政改革が求められており、各種事務事業について積極的にその見直しを行うことが必要である。

よって、一町会の新年会に清酒を届けることは、今後廃止すべきと判断する。

ただし、既に実施されたものについては、返還を要しないと判断される。